介護職・保育士・放課後児童クラブ職員の 処遇改善を求める意見書

介護の現場では、全産業の平均より8万円も低い給与が人材確保の障害となっていることに加え、新型コロナウイルスの感染拡大が求人の困難に拍車をかけています。そのため、国で介護職の収入を3%(平均月額で9,000円程度)引き上げる予算が計上されました。この予算は2月から9月までのものに過ぎず、10月以降は国の負担が減ることで、処遇改善の継続には自治体やサービス利用者・被保険者での新たな負担増が懸念されます。また、処遇改善の対象は介護職に限られ、同じ介護の現場で働く事務や給食などに従事する労働者には配分されない、もしくは配分すると9,000円から目減りするものとなっています。さらには、介護事業所の条件によっては、そもそも処遇改善の対象とならない場合もあります。

保育士の処遇改善としては、1人月額平均9,000円程度の賃金引き上げのための予算が計上されました。しかし、保育士以外の職員は対象外であることや、施設での人員配置が設定より多い場合は、9,000円引き上げには費用が不足すること、公立・私立の施設で扱いが異なることなど、必要な処遇改善が図られているとは言い難い内容となっています。

放課後児童クラブ職員については、令和3年度補正予算で臨時特例事業として、平均月額9,000円の引き上げが計上されました。しかし、臨時特例事業を国が賄うのは令和4年9月までとなっており、交付申請の条件である令和4年10月以降においても、本事業より講じた賃金改善の水準を維持することとの項目を満たすには、10月以降は県・市がそれぞれ3分の1ずつを負担する必要があります。

いずれの職種においても、処遇改善のためには国の責任によるしっかりとした財政措置が必要です。

よって、国において次の事項を実現するように強く求めます。

- 1. 処遇改善での1人あたりの賃金引き上げ額を大幅に増額すること。
- 2. 施設の裁量に拠らず、労働者に処遇改善が届くよう制度を改めること。
- 3. 介護職・放課後児童クラブ職員の処遇改善のための国庫負担を、10月以降も継続して計上すること。
- 4. 処遇改善を介護の現場で働く労働者すべて、また、同じ保育の現場で働く労働者すべてを対象とし、それに見合う予算を計上すること。
- 5. すべての介護事業所で働く労働者が処遇改善の対象となるよう、制度設計を みなおすこと。
- 6. 保育現場においては、人員配置が設定より多い施設でも、そうでない施設と 同様の処遇改善を図ることができるよう配分すること。
- 7. 公立・私立の区別なく、保育の現場で働く労働者が等しく処遇改善されるよう改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月18日

島根県江津市議会 議長 永岡 静馬